

4-1 訪問リハビリテーション

(平成11年 厚生省令第37号)

申請者要件	病院、診療所若しくは介護老人保健施設の開設者（介護保険法第70条） ー保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）ー		
人員基準 （第76条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数</li> <li>・ 1以上</li> </ul>
<p>介護老人保健施設又は介護医療院基準である場合、介護老人保健施設又は介護医療院基準を満たすことをもって第76条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第76条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
設備基準 （第77条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設</li> <li>・ 事業を行うために必要な広さの専用区画</li> <li>・ 訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>		
<p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第77条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			

申請者要件	病院、診療所若しくは介護老人保健施設の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））－		
人員基準 (第79条)	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数</li> <li>・ 1以上</li> </ul>
<p>介護老人保健施設又は介護医療院基準である場合、介護老人保健施設又は介護医療院基準を満たすことをもって第76条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>訪問リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問リハの人員に関する基準を満たすことをもって、第79条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
設備基準 (第80条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設</li> <li>・ 事業を行うために必要な広さの専用区画</li> <li>・ 介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>		
<p>訪問リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問リハの設備に関する基準を満たすことをもって、第80条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			